## 青森地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会(第5回)議事概要

- 1 日時 平成17年11月10日午後1時30分
- 2 場所 青森地方・家庭裁判所大会議室
- 3 出席者
  - (1) 委員(括弧書きは,「地」は地裁委員,「家」は家裁委員,「地家」は地 裁委員兼家裁委員を示す。)

安藤清美(家),室町規公人(地家),石岡隆司(地),中田鶴子(地), 釆田正之(地家),沼田徹(家),石崎功二(地家),阿部則之(地家), 高原章(地),香川徹也(家)(敬称略)

(2) 事務担当者

(地裁)事務局長,刑事主任書記官,総務課課長補佐 (家裁)事務局長,事務局次長,総務課長

(3) マスコミ関係者(参考人として出席)東奥日報社A記者,河北新報社B記者,東奥日報社C記者,読売新聞社D記者

## 4 議事

- (1) 開会
- (2) 所長あいさつ
- (3) 意見交換テーマ
  裁判員制度について
- (4) 意見交換内容(◎裁判所外委員,□記者,○裁判所内委員,△事務担当者) (※を付した用語については,末尾に説明を付記した。)

- 裁判員裁判模擬裁判に裁判員役として参加した新聞記者から ,裁判員裁判の運営についての感想等を伺います。
- □ 模擬裁判は朝 9 時から夜 7 時までかかったが ,その間事件のことばかり 考えていると ,裁判関係の取材には慣れていても集中力が足りなくなる。 一般の人では集中力が切れて,多数決に流されてしまうのではないか。

証拠調べはビジュアル化され分かりやすくなっていたが,書証については箇条書きでもよいから要旨が分かるようにしてほしいと思った。

□ 裁判所で丸 1 日拘束されたが ,自分としては家に帰って一度じっくり考える時間が欲しかった。冒頭陳述,被告人質問,証人尋問の後にも考える時間が欲しかった。拘束時間が長いと裁判員の負担が大きくなるが,後悔しない判決をするためには多少拘束時間が長くても仕方がないと思う。

もう少し一般の人が傍聴しやすい環境を整えた方が良いのではないか。当事者席と傍聴席では,違う世界という感じがする。また,資料がないと何をやっているか分からない。

それから量刑の基準が分からないと過去の判例を参考にすることになるが、 るが、それでは一般市民の感覚が量刑に反映されなくなるのではないか。

判決書に裁判員の署名が入らないことに違和感を感じた。人を裁くということに責任感を持たせるためにも必要ではないかと思う。

裁判所の法廷に座っているだけでも緊張する。被告人質問でどういう質問をしたらよいか分からずとまどってしまった。もう少し発言しやすい雰囲気を作った方が良いと思う。

冒頭陳述はビジュアル的で分かりやすかったが,どちらか分かりやす

い方を選んでしまうという危険がある。そのためにも評議の時間を増や すなどして、考える時間を作った方がよいと思う。

評議では「未必の故意」が問題になったが,法の解釈と一般の人の感覚にずれがあるので,そこをうまく裁判官が説明しないと市民感覚を取り入れた良い判決とはならないのではないか。

量刑については,簡単な基準でもあれば判断がしやすいと思う。

□ 普段の感覚で行くとその人を庇おうとして情に流され ,刑が軽くなって いくのではないか。ただ,被害者の写真を見せるなどすればそのような こともなくなるのではないかという意見もあった。

法廷の場では緊張すると思うが,初めて顔を合わせることも緊張する 原因の 1 つだと思うので,裁判の前にワンクッション置いて,話し合い をするなどすると良いと思う。

- ◎ 評議のとき,法廷の中で書証を実際に目にしたいと思うか。
- □ 法廷で書証を読み上げられただけでは裁判員の頭の中に入らないと思う。
- 法廷での証言が,前に述べたことと異なっている場合,法律上は,今の 証言により不利になる方が,前の証言ではこのように述べていると書証 を提出することができるようになっているが,その段階で書証を目にす ることで足りるのか,それとも最初からすべてに目を通す方がよいのか。
- □ 前に述べていたことを頭の中に入れておいた方が ,法廷での証言を頭の中で整理しやすいと思う。
- 検察官の冒頭陳述の中で ,証人がどのような証言をするかがある程度予 想できたとしても .前に述べていたことを知っておきたいということか。

- □ 簡単に言うと,頭の中に前に述べた証人調書が入っていて,法廷での証言を,その調書をなぞりながら聞き,違うところに赤線を引くような感じで聞く方が分かりやすいと思う。
- □ 法廷の場で証言を聞いても頭の中が混乱してしまうので ,事前に記録を 読んで事案を把握しておいた方が分かりやすいと思う。そうすることで 必ずしも予断が生じるとは思われない。
- 直接主義、口頭主義の中で心証を得るには非常に緊張を強いられると思う。弁護人がこのようなことを言うのではないかという予備知識もなく、 丸1日集中して裁判を聞くのは大変ではないか。半日くらい掛けて記録を読むことができれば、自信を持って評決に望めるのではないか。
- □ 冒頭手続が終わった後,1日位家でじっくり考えたいと思う。3日間集中して裁判をやるのではなく,中1日開ける感じの方がよい。じっくり考えたいという思いがある。
- 直接主義、口頭主義の良さを機能させるためには、ある程度時間を掛ける必要があると思う。書面や記録を保管し、反芻しながら裁判を進める必要があるのではないか。裁判員に対する負担は結構重いものになると思うが、それを甘受する気構えがないとうまくいかないのではないか。記録は読まなくていいからただ聞いてくださいというものではないと思う。
- 今回の模擬裁判でやった事案を裁判員裁判でやると3日位掛かると思われる。1日目の午前中は裁判員候補者の中から裁判員を選任する手続を,午後は冒頭手続をやり,証人を1人くらい調べて終わるのではないか。2日目は残った証人を調べて,被告人質問をし,最終弁論をして,

その日の内に評議に入る。3日目は評議を続行して評決をし,その日に 判決を宣告することになると思う。その場合,3日間連続してやるのか, 1週間開けるのか、1日開けるのかとかは工夫の余地があると思う。

- □ 評議に入る前にリラックスも兼ねて自分1人で考える時間があれば良 い。
- □ 新聞記者は裁判の取材などである程度分かっているからよいが ,一般の人には冒頭手続で説明されたことを理解するためにもう一度頭の中で考え直す時間が必要だと思う。
- ◎ 模擬裁判の中で集中力を持続できる限界の時間はどれくらいか。
- □ 半日位だと思う。
- 一般市民が裁判に参加したとき、膨大な書証を渡されても大変だと思う。公判前整理手続で証拠をピックアップしてもらい、その証拠の要旨を裁判員に渡してもらえば裁判員の負担も少しは軽くなるのではないか。
- □ 証拠の要旨を作るとなると,検察側と弁護側でもめるのではないか。それよりも自分で書証を見て判断するのがよい。
- 新聞記者はある程度慣れているからいいかもしれないが、一般市民、特に年配の方などには負担が大きいのではないか。

もう少し一般市民に裁判を傍聴しに来てもらうようにしてはどうか。

□ 一般市民が裁判を傍聴した場合に ,事件の内容も何が問題になっているのかも分からないと思う。また,第1回目の期日でなければ傍聴しても何をやっているのか分からないのではないか。スライドを使うとかペーパーを配布して,当日の審理予定が分かるようにすれば,傍聴人にも分

かりやすいし,裁判に興味を持ってもらえるのではないか。

## (新聞記者が退室)

- ある日突然裁判員に選任されるよりは,難しいかもしれないが,事前に次は選任されるという予告があれば,裁判を傍聴するのではないか。
- 長時間の裁判は集中力を維持するのが難しい。模擬裁判で裁判員役をしたが、途中で聞き逃したところがあった。評議の際は、裁判官と裁判員が交互に座る方がよいと思う。また、裁判官は、裁判員が素人なため分からないことに腹を立てず、表情にも出さないよう努力して欲しいと思う。

学生から裁判員制度について参加したいか聞いたところ,参加したくない理由として,評議で議論に負けるとストレスになる,量刑の参考にするため過去の裁判例を示して欲しい,判決に裁判員の名前を載せると後でつけ狙われるのではないか,などの意見があった。

● 人間だから先入観が入ってしまう。中立的な立場で判断するのは難しい。模擬裁判では、午後になると集中力が欠けて聞き漏らすことがあった。

ところで、評議では全員一致の方向に持って行くのだろうか。模擬裁 判なので多数決で決めたのだろうか。

- 原則として,意見が全員一致するように話し合いをすることになる。
- ◎ 裁判員になったとき、すべての資料を見たいと思ったが、大量の資料は限られた時間内で見るのは無理である。資料を信用した上で必要なものを判断するしかない。
- ◎ 裁判員裁判の模擬裁判を2回実施しているが、いずれも殺人事件であっ

た。今後も何回か模擬裁判があると思うが,いろんな事件を想定して評議の時間の統計データを取ってみてはどうか。それを基に裁判員裁判の 日程確保の参考にしてはどうか。

- ◎ 実際に裁判員役をやってみて難しかったのは、検察側と弁護側の話を聞いても、証人尋問を聞いても、正直言って判断ができなかった。模擬裁判だから結論を出せたと思う。もっと時間が欲しいと思った。
- ◎ どういうファクターを基礎として量刑が決まるのかという説明はあってもよいのではないか。
- 法定刑の中でどのような量刑にするかは悩むところである。検察官と弁 護人から出された意見を基に一般市民の感覚で判断してもらえばよいの ではないか。
- ◎ 求刑については何か基準のようなものはあるのか。
- ◎ 量刑の均衡は考えている。
- ◎ 裁判員の負担は重いと感じた。
- ◎ 立証責任を負担する側では、やればやる程課題が出てくる。見て欲しい 部分が出てくると、裁判員に負担してもらうか、どういう分量にするか 悩むところである。
- 模擬裁判の評議では,裁判員役の方に活発に発言してもらった。裁判員役の方は全員面識のある方だったせいもあると思う。初対面の人ではお互いに緊張すると思うので,それを和らげるような工夫をする必要がある。また,法廷の場でも自分の疑問を発言しやすいように持っていくことが課題である。
- ◎ 裁判員制度は国民の義務としてやっていかなければならないと思う。

- (5) 次回期日 平成18年5月31日午後1時30分
- (6) 閉会

(用語の説明)

- ※1「冒頭陳述」 刑事裁判において,証拠調べの始めに,検察官,弁護人が,証拠によって 証明すべき事実を明らかにする手続。
- ※2「被告人質問」 刑事訴訟における公判廷で被告人にその任意の供述を求めること。
- ※3「量刑」 法定刑に法律上の加重事由又は減軽事由を考慮した刑の範囲内で宣告刑を 決定すること。
- ※4「判例」 裁判の先例。
- ※ 5 「評議」 裁判官と裁判員が事実認定などの問題について判断をくだすために意見を交換し,相談すること。
- ※ 6 「未必の故意」 犯罪事実の実現は不確実であるが,それが実現されるかもしれないこと を表象し,かつ,実現されることを認容すること。
- ※7「書証」 刑事訴訟では,文書の記載内容である思想,趣旨を証拠資料とする証拠 方法をいい,証拠物たる書面と証拠書類の区別がある。
- ※8「予断」 裁判官が,公判前に,起訴事件について,一定の心証を抱くこと。
- ※ 9 「直接主義」 訴訟法上,判決をする裁判官が自ら当事者の弁論を聴き,証拠調べをするものとする立法の立場。
- ※10「口頭主義」 当事者及び裁判所の訴訟行為,殊に弁論及び証拠調べは口頭で行われなければならず,口頭で陳述したものだけが判決の基礎となるという原則。
- ※11「心証」 訴訟において,事実認定に関する内心的判断のこと。
- ※12「冒頭手続」 刑事事件の公判手続のうち、最初に行われる、証拠調手続に入るまでの

手続。

- ※13「最終弁論」 刑事訴訟上,弁護人が審理の最終段階で被告人側の防御のために発言する機会を与える制度
- ※14「評決」 裁判官と裁判員が評議した結果に基づき,有罪・無罪や刑の内容に関し 合議体としての意見を決めること。
- ※15「判決宣告」 裁判長が,公判期日に,公判廷で,判決の内容を宣告をもって告知する 手続。
- ※16「公判前整理手続」充実した公判の審理を継続的,計画的かつ迅速に行うため,公判前に事件の争点及び証拠の整理をするための準備手続。
- ※17「法定刑」 個々の刑罰法規に定められている刑をいう。